

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 7 日

月 曜 日

第 4027 号

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定 2
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4
- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 6
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 7
- 基本測量の終了 10
- 特例認定病院の認定 11
- 応急入院指定病院の指定

告 示

富山県告示第95号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年 3 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、重度訪問介護	平成28年4月1日	1610700203	介護タクシーくまさん合同会社	黒部市宇奈月町浦山407番地20	ホームヘルプくまさん	黒部市宇奈月町浦山407番地20

富山県告示第96号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援、放課後等デイサービス	平成28年3月1日	1650100306	株式会社MONOLITH	富山市上赤江町2丁目9-22	キッズルームびすけっと	富山市上赤江町2丁目9-22
児童発達支援、放課後等デイサービス	平成28年3月1日	1650100314	特定非営利活動法人ほっと	富山市住吉220番地1	ほっと	富山市八幡750番地3

富山県告示第97号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業黒部2次地区天神新換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月9日から

平成28年4月7日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第98号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月7日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山港線	富山市上野新町41番地先から	変更前		最大 16.5 最小 12.0	71.0	富山土木 センター
	富山市上野新町51番地先まで	変更後		最大 12.0 最小 12.0		
県道 山田湯谷線	富山市山田鎌倉字藤七前 219番2から	変更前		最大 12.3 最小 6.2	137.0	富山土木 センター

	富山市山田小谷字花坊佐 151番まで	変更後	最大 13.8 最小 8.2	137.0	
県道 滑川上市線	中新川郡上市町森尻2015番 から	変更前	最大 8.7 最小 8.7	35.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町森尻2015番 まで	変更後	最大 10.2 最小 8.7	35.8	
県道 新湊庄川線	砺波市庄川町三谷字上野 2568番4地先から	変更前	最大 16.4 最小 6.1	267.4	砺波土木 センター
	砺波市庄川町庄字上壇3712 番4まで	変更後	最大 16.6 最小 10.0	267.4	

富山県告示第99号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月7日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 山田湯谷線	富山市山田鎌倉字藤七前 219番2から 富山市山田小谷字花坊佐 151番まで	平成28年3月7日	富山土木 センター
県道 滑川上市線	中新川郡上市町森尻2015番から 中新川郡上市町森尻2015番まで	平成28年3月7日	富山土木 センター 立山土木 事務所

県道 砺波小矢部線	小矢部市高木出字居島1119番2から 小矢部市高木出字居島1121番2まで	平成28年3月7日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
--------------	--	-----------	------------------------------

富山県告示第100号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成27年富山県告示第498号）の一部を平成28年2月26日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成27年1月から平成27年12月まで 若干

【まいわし】

平成27年1月から平成27年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成27年7月から平成28年6月まで 若干

【するめいか】

平成27年4月から平成28年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成27年7月から平成28年6月まで 52トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあいじ】

平成28年 1 月から平成28年12月まで 若干

【まいわし】

平成28年 1 月から平成28年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成28年 7 月から平成29年 6 月まで (注)

【するめいか】

平成28年 4 月から平成29年 3 月まで 若干

【ずわいがに】

平成28年 7 月から平成29年 6 月まで (注)

(注) 平成28年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 3 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年 2 月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エコとやま
- 3 代表者の氏名
坂上 政子
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市婦中町塚原 141番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、リサイクルの普及活動に関する事業を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 6,000リットル

普通揮発油 予定数量 60,000リットル

軽油 予定数量 13,000リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に

係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成28年3月18日正午までに入札説明書に定める入札申込書を、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成28年3月7日から同年3月15日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成28年3月18日 正午

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時 平成28年3月24日 午後1時30分

- (2) 開札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成28年3月23日午後5時15分までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。
- 6 入札保証金に関する事項
免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項
次に掲げる入札は、無効とする。
- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法
- (1) 高級揮発油及び普通揮発油
1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 軽油
1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の 100分の 8 に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の 108分の 100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 3 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量

- 1) 国土調査に伴う基準点測量
- 2) 電子基準点現地調査

2 作業期間

平成27年 7 月 1 日から平成28年 2 月24日まで

3 作業地域

- 1) 氷見市

2) 黒部市、下新川郡入善町

特例認定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 医療法人社団和敬会谷野呉山病院
- 2 所 在 地 富山市北代5200番地
- 3 認 定 期 間 平成28年3月1日から平成31年2月28日まで

応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定した。

平成28年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 医療法人社団和敬会谷野呉山病院
- 2 所 在 地 富山市北代5200番地
- 3 指 定 期 間 平成28年3月1日から平成31年2月28日まで

